

川崎市公告第1346号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年9月17日

川崎市長 福田紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ子母口店

神奈川県川崎市高津区子母口字旭田284番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎 高治

大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 川崎市高津区子母口字旭田284番地

(変更後) 神奈川県川崎市高津区子母口字旭田284番地

(2) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号

4 変更の年月日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 令和5年5月27日
- (3) 令和5年5月27日

5 変更する理由

- (1) 店舗所在地修正のため
- (2) 住所変更のため
- (3) 所在地変更

6 届出の年月日

令和7年8月27日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和7年9月17日から令和8年1月17日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和8年1月17日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当